

# 内灘町地球温暖化対策実行計画

～人にも地球にも優しい内灘を目指して～

平成21年7月

石川県内灘町

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景 . . . . . 2
2. 計画策定の目的 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 計画の基準年度 . . . . . 2
5. 計画の対象とする温室効果ガス . . . . . 3
6. 計画の対象とする範囲 . . . . . 4

## 第2章 事務・事業から排出される温室効果ガスの現状

1. 活動（燃料使用）量について . . . . . 5
2. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量について . . . . . 6

## 第3章 温室効果ガスの削減目標

1. 二酸化炭素排出量に関する削減目標 . . . . . 8

## 第4章 目標達成に向けた取組内容 . . . . . 9

## 第5章 実行計画の推進と点検・評価

1. 推進体制 . . . . . 14
2. 点検・評価 . . . . . 14
3. 計画の見直し . . . . . 15
4. 実行計画の進捗状況の公表 . . . . . 15

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画策定の背景

今日の環境問題については、従来からの公害問題に加え、地球規模で問題となっている温暖化が深刻な状況となっています。

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスにより引き起こされるもので、私たちの一般的な事業活動や、日常生活の中からも発生しているという特徴があります。温暖化問題を解決していくために、石油・石炭などの化石燃料に依存した大量生産・大量消費型の社会から、省資源・省エネルギーなどによる循環型の持続可能な社会へと転換していくことが今後大きく求められています。

このような中、1997(平成9)年12月に、2008(平成20)年から2012(平成24)年までに、日本の温室効果ガスの排出量を、1990(平成2)年比で6%削減することを約束した京都議定書が採択されました。これを受け、1998(平成10)年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、この法律により、都道府県・市町村などの地方公共団体に対して、自らの事務・事業に関して「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」の策定が義務づけられました。

こうした状況を踏まえ、内灘町では温室効果ガスの発生抑制のための行動をとる必要性を再認識し、本庁舎をはじめとする公共施設全般の温室効果ガスの削減目標を設定した「内灘町地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定し、地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推進していくこととします。

### 2. 計画策定の目的

この計画は、本庁舎をはじめとする、町の公共施設の事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に、職員が率先して取り組むことにより、町民や事業者への取り組みを促進するためのものであり、温室効果ガスの排出抑制により温暖化対策につなげていくものです。

### 3. 計画の期間

実行計画の期間は、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間とします。

### 4. 計画の基準年度

計画の策定にあたっては、2005(平成17)年度を基準年度として削減目標を定めます。

## 5. 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「推進法」という。）で定められている温室効果ガスは、①二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、②メタン（CH<sub>4</sub>）、③一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFC）、⑤パーフルオロカーボン（PFC）、⑥六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種類の物質です。

しかしながら、二酸化炭素以外の5物質については排出量が少なく、温暖化寄与率も低いことから、内灘町では温室効果ガスの9割以上を占めている二酸化炭素の排出量のみを数値目標の対象とすることにします。

温室効果ガスの種類は表1、また温室効果ガス排出状況は表2のとおりです。

各施設における二酸化炭素排出量割合は、表3、図1のとおりです。

表1 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業、民生、輸送部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から発生するものが半分以上を占め、廃棄物の埋め立てからも2～3割ある。	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものや、工業プロセスや農業からの排出がある。	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用される。	140～ 11,700
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用される。	6,500～ 9,200
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用される。	23,900

表2 平成17年度 温室効果ガスの排出状況

ガス種類	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	比率 (%)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	2,460,509	99.71
メタン(CH <sub>4</sub> )	498	0.02
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	6,669	0.27
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	—	—
パーフルオロカーボン(PFC)	—	—
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	—	—
合計	2,467,676	100.00

表3 平成17年度 公共施設の二酸化炭素排出状況

項目	排出量 (kg-CO2)	比率 (%)
本庁舎	708,554	28.80
学校	1,022,032	41.54
消防署	52,699	2.14
保健センター	55,175	2.24
文化会館	228,862	9.30
その他	393,187	15.98
合計	2,460,509	100.00

※「学校」には、学校給食共同調理場が含まれます。

※「その他」には、保育所等が含まれます。

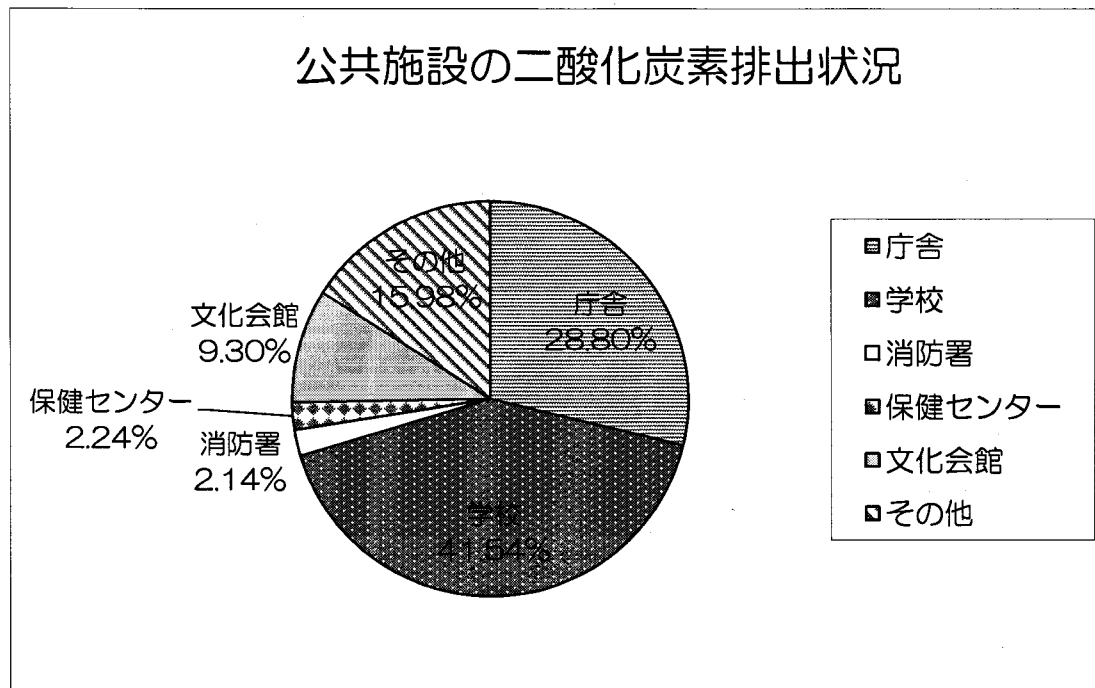


図1 平成17年度 公共施設の二酸化炭素排出状況グラフ

## 6. 計画の対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、本庁舎ならびに出先機関を含めた町内の公共施設の機関に係る事務・事業とします。ただし、町から外部機関への委託により実施している事務・事業については、計画対象の範囲外としますが、温室効果ガス排出抑制が可能な場合については、受託者等に対して必要な措置を講じるよう要請するものとします。

## 第2章 事務・事業から排出される温室効果ガスの現状

温室効果ガス排出量削減の基準とする期間は、平成17年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）とします。

### 1. 活動（燃料使用）量について

平成17年度、町の事務・事業における活動（燃料使用）量は、表4に示すとおりです。

表4 平成17年度 活動（燃料使用）量

項目		平成17年度（基準年度）			
		使用量	単位		
燃 料	ガソリン（公用車等）	15,877.59	L		
	内	本庁舎	11,490.89	L	
		学校	4.00	L	
		消防署	3,525.80	L	
		保健センター	856.90	L	
		訳	文化会館	—	L
			その他	—	L
			灯油（暖房等）	49,914.00	L
	内	本庁舎	—	L	
		学校	23,324.00	L	
		消防署	600.00	L	
		保健センター	1,214.00	L	
		訳	文化会館	—	L
			その他	24,776.00	L
			軽油（公用車等）	9,827.16	L
	内	本庁舎	6,247.66	L	
		学校	1,462.70	L	
		消防署	1,683.60	L	
保健センター		433.20	L		
訳		文化会館	—	L	
		その他	—	L	

燃	内	A重油（冷暖房等）	305,248.00	L
		本庁舎	63,000.00	L
		学校	196,248.00	L
		消防署	—	L
		保健センター	—	L
		文化会館	38,000.00	L
		その他	8,000.00	L
料	内	液化石油ガス(LPG)（調理等）	8,923.90	m <sup>3</sup>
		本庁舎	—	m <sup>3</sup>
		学校	1,653.90	m <sup>3</sup>
		消防署	168.00	m <sup>3</sup>
		保健センター	45.30	m <sup>3</sup>
		文化会館	51.10	m <sup>3</sup>
		その他	7,005.60	m <sup>3</sup>
電 気		2,422,264.00	kWh	
内	内	本庁舎	885,324.00	kWh
		学校	931,299.00	kWh
		消防署	83,872.00	kWh
		保健センター	107,118.00	kWh
		文化会館	275,296.00	kWh
		その他	139,355.00	kWh
廃棄物（可燃ごみ）		86.99	t	

## 2. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量について

平成17年度における町の事務・事業により発生した二酸化炭素排出量は、表5に示すとおりです。（表4を基に算出）

表5 平成17年度 要因別の二酸化炭素排出状況

項目	二酸化炭素排出量			
	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	比率(%)	排出係数	
燃料	ガソリン	36,614	1.49	2.322
	灯油	124,260	5.05	2.489
	軽油	25,620	1.04	2.619
	A重油	826,502	33.59	2.710
	液化石油ガス(LPG)	14,912	0.61	1.671
電気	1,198,163	48.69	0.457	
廃棄物(可燃ごみ)	234,438	9.53	2.695	
合計	2,460,509	100.00	—	

※排出係数とは、活動量1に対してどれくらいの二酸化炭素を出しているかを示す数値です。

(環境省 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条)

二酸化炭素排出量(kg-CO<sub>2</sub>) = 活動量(L, m<sup>3</sup>, kWh, t) × 各排出係数 で算出します。

ただし、表5に載せた排出係数は、小数点第4位以下を四捨五入して表示してあるため、実際の数値とは若干異なります。また、排出量については、正式な排出係数をかけて算出した数値を記してあります。

二酸化炭素の総排出量は、2,460,509kg - CO<sub>2</sub>であり、電気の使用による二酸化炭素の排出量が最も多く、排出量全体の約半分を占めています。次いで、A重油の使用による排出量が約34%と続いており、この二つで全体の8割以上を占めています。

(図2参照)

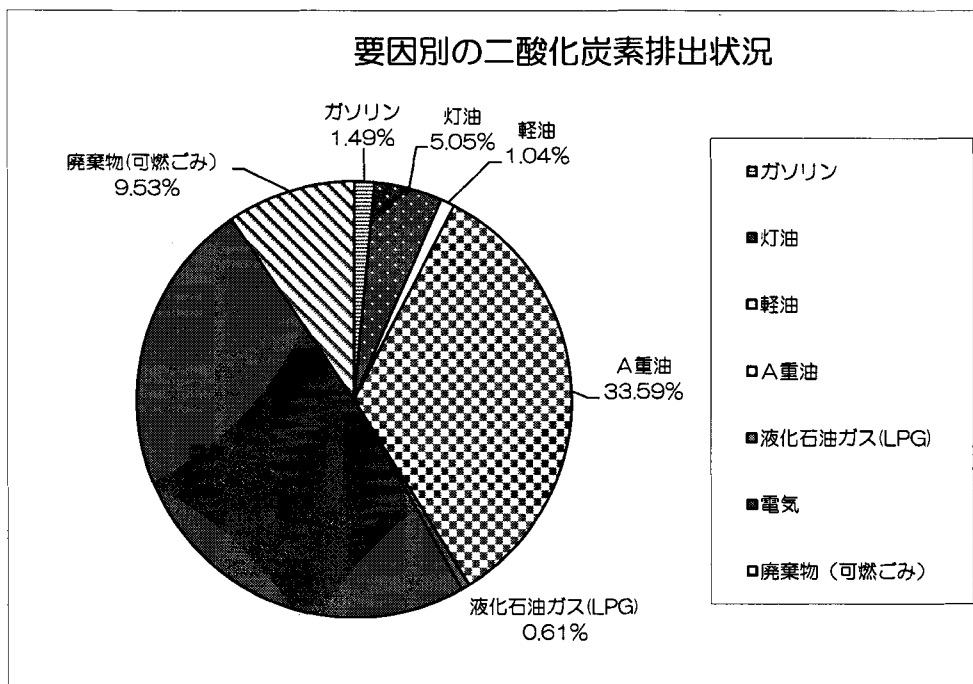


図2 平成17年度 要因別の二酸化炭素排出状況グラフ



### 第3章 温室効果ガスの削減目標

#### 1. 二酸化炭素排出量に関する削減目標

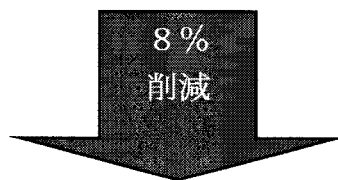
町の事務・事業から排出される二酸化炭素の排出量を削減するため、次のとおり削減目標を設定し、目標達成のための取組を推進します。

削減目標の基準年度は、2005（平成17）年度とします。

二酸化炭素排出量を、基準年度より8%削減することを目標とします。

表6 平成17年度 二酸化炭素排出量

項目		二酸化炭素排出量	
		排出量	単位
燃料	ガソリン	36,614	kg-CO <sub>2</sub>
	灯油	124,260	kg-CO <sub>2</sub>
	軽油	25,620	kg-CO <sub>2</sub>
	A重油	826,502	kg-CO <sub>2</sub>
	液化石油ガス(LPG)	14,912	kg-CO <sub>2</sub>
電気		1,198,163	kg-CO <sub>2</sub>
廃棄物(可燃ごみ)		234,438	kg-CO <sub>2</sub>
合計		2,460,509	kg-CO <sub>2</sub>



計画期間後（平成26年度末）の二酸化炭素排出量数値目標

二酸化炭素排出量 目標数値	2,263,668	kg-CO <sub>2</sub>
------------------	-----------	--------------------

## 第4章 目標達成に向けた取組内容

二酸化炭素排出量削減のための具体的な取組内容は、次の10項目とします。


1. 施設冷暖房燃料使用量の削減
2. 公用車燃料使用量の削減
3. 電気使用量の削減
4. 水の使用量削減
5. 紙類使用量の削減
6. 廃棄物発生量の抑制
7. グリーン購入の推進
8. 新エネルギーの積極的導入
9. 施設・設備更新、新設時の省エネルギー化
10. その他

施設設備の管理上での取組及び職員一人ひとりが努力する取組に対して、次のとおり項目を設定しました。(表7参照)

表7 二酸化炭素排出量削減のための具体的な取組内容

項目	施設、設備管理上での取組み	職員一人ひとりが努力すべき取組み
1. 施設冷暖房燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆冷房は28度、暖房は19度の温度設定を徹底する</li> <li>◆効率性の高い石油機器・ガス機器等を購入する</li> <li>◆温室効果ガス排出量が少ない燃料を検討する</li> <li>◆常時使用しない執務室の冷暖房等を自動化し、こまめに調節する</li> <li>◆空調機器のこまめな清掃を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆クールビズ(ノーネクタイ・ノー上着)、ウォームビズ(膝掛けの使用等)の実施</li> <li>◆冷暖房効果維持のため、吸込口・吹出口や温度センサー付近に物を置かない</li> <li>◆冷暖房効果向上のため、ブラインドやカーテンを利用する</li> </ul>
2. 公用車燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆天気の良い日には、できるだけ自転車を利用する</li> <li>◆低燃費車・小型車を導入する</li> <li>◆エコドライブ装置を導入する</li> <li>◆公用車必要台数を見直す</li> <li>◆車の整備や点検をこまめに行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆エコドライブに心がける(急発進・急加速の抑制、アイドリングストップ、経済速度走行、冷暖房運転の抑制など)</li> <li>◆出張時は相乗りに努める</li> <li>◆不要な荷物を積んだまま運転しない</li> <li>◆公共交通機関の利用、自転車利用を促進する</li> </ul>
3. 電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆冷房は28度、暖房は19度の温度設定を徹底する</li> <li>◆不要な照明を消灯する(昼休みや使用していない部屋等)</li> <li>◆省エネ効率の高い電気製品を導入する</li> <li>◆照明設備の切替えをする(インバータ照明やLED照明等へ)</li> <li>◆ノー残業デーを実施し、電気消費量を抑制する</li> <li>◆定時退庁を促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆未使用時のOA機器の電源をこまめにきる</li> <li>◆待機電力使用機器は、退庁時に主電源からオフにする</li> <li>◆エレベータを極力使用しないよう心がける(階段利用)</li> <li>◆ブラインドやカーテンを効率よく工夫して使用する</li> <li>◆不要不急の残業を抑制し、定時退庁を心がける</li> <li>◆昼休みに一斉消灯する</li> </ul>
4. 水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆節水型製品を導入する</li> <li>◆トイレの擬音機器を導入する</li> <li>◆蛇口には節水コマ等の導入を図る</li> <li>◆配管等の水漏れ点検を定期的実施する</li> <li>◆融雪のための水の使用量を抑制する</li> <li>◆雨水を貯めて、植物への水やり用にする等工夫する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水を流しっぱなしにしない</li> <li>◆食器を洗う際など、たらいに水をためて洗浄する</li> <li>◆ホースを使用する際は、手元抑制弁を使用する</li> <li>◆水道の使用後、蛇口がしっかり閉まっているか確認する</li> </ul>

5. 紙類使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ミスプリント用のリサイクルボックスを設置する</li> <li>◆庁舎内外への送付文は電子メールを活用する</li> <li>◆古紙配合率の高い用紙を使用する</li> <li>◆電子メディア等の利用で、ペーパーレス化を図る</li> <li>◆起案文書等の電子決裁化を促進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆会議等の資料にも出来るだけ両面コピー・両面印刷を徹底する</li> <li>◆リサイクルボックスを利用し、紙資源を有効に使う</li> <li>◆ファックス送信票を省略する</li> <li>◆会議資料等の簡素化を図り、配布資料は必要最小限にする</li> <li>◆余分な資料等は作らない</li> <li>◆使用済み封筒を再利用する</li> <li>◆電子メールに出来るものは電子化する</li> </ul>
6. 廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆個人用ごみ箱を削減する</li> <li>◆各課にリサイクルボックスを設置し、細かく分別する</li> <li>◆生ごみ処理機の導入により生ごみを減らす</li> <li>◆ごみの排出量を数値化し、周知する</li> <li>◆物を大切にし、直して長く使用する</li> <li>◆紙コップ、割り箸等使い捨て製品の使用を抑制する（繰り返し使用できる製品への切り替え等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆使い捨て製品の使用を抑制し、繰り返し使える製品を選び使用する</li> <li>◆裏紙の使用、使用済み封筒の再使用を心がける</li> <li>◆詰め替え用品をできるだけ使用し、容器の廃棄を抑える</li> <li>◆ごみの分別・管理を徹底し、リサイクルに努める</li> <li>◆マイバック、マイ箸を使用する</li> <li>◆機密文書以外のシュレッダー使用を抑える</li> <li>◆ごみを出す前にもう1度ごみ袋の中身を確認する</li> <li>◆過剰包装された製品を買わないようにする・過剰包装を断る</li> </ul>
7. グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆簡易包装された製品を購入する</li> <li>◆詰め替え可能な製品を選び購入する</li> <li>◆リターナブル容器の製品を購入する</li> <li>◆長く使える製品を購入する</li> <li>◆環境負荷の少ない商品を購入する</li> <li>◆グリーン製品を購入するよう心がける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆簡易包装された製品を購入する</li> <li>◆詰め替えが可能な製品を選び購入する</li> <li>◆リターナブル容器の製品を購入する</li> <li>◆長く使える製品を購入する</li> <li>◆環境負荷の少ない商品を購入する</li> </ul>
8. 新エネルギーの積極的導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆太陽光発電など、新エネルギーを施設や公園、学校などに積極的に導入する</li> </ul>	—
9. 施設・設備更新、新設時の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設・設備の更新、新設時には、積極的に省エネルギー効果の高いものを導入する（エコカーへの変更、二重サッシなどの断熱材の導入ほか）</li> </ul>	—

 <p>10. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公園や街路への緑化を推進する（みどりの多い町づくり）</li> <li>◆外壁、屋上などの緑化をすすめる</li> <li>◆各種イベント時に、省エネルギー・省資源に配慮する</li> <li>◆車での送迎時等、アイドリングストップを呼びかける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境保全活動にすすんで参加する（清掃や環境ボランティア等）</li> <li>◆家庭版ISOの取得を目指す</li> <li>◆外出時には、できるだけ公共交通機関や自転車の利用に努める</li> </ul>
---	---	---

## 第5章 実行計画の推進と点検・評価

本計画の推進を図るために、環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れます。P(Plan：計画)、D(Do：実行)、C(Check：評価)、A(Action：改善) サイクルによる継続的な改善を基本とした推進体制の整備、ならびに進行管理を行います。(PDCAサイクルについては、下記の図3を参照。)

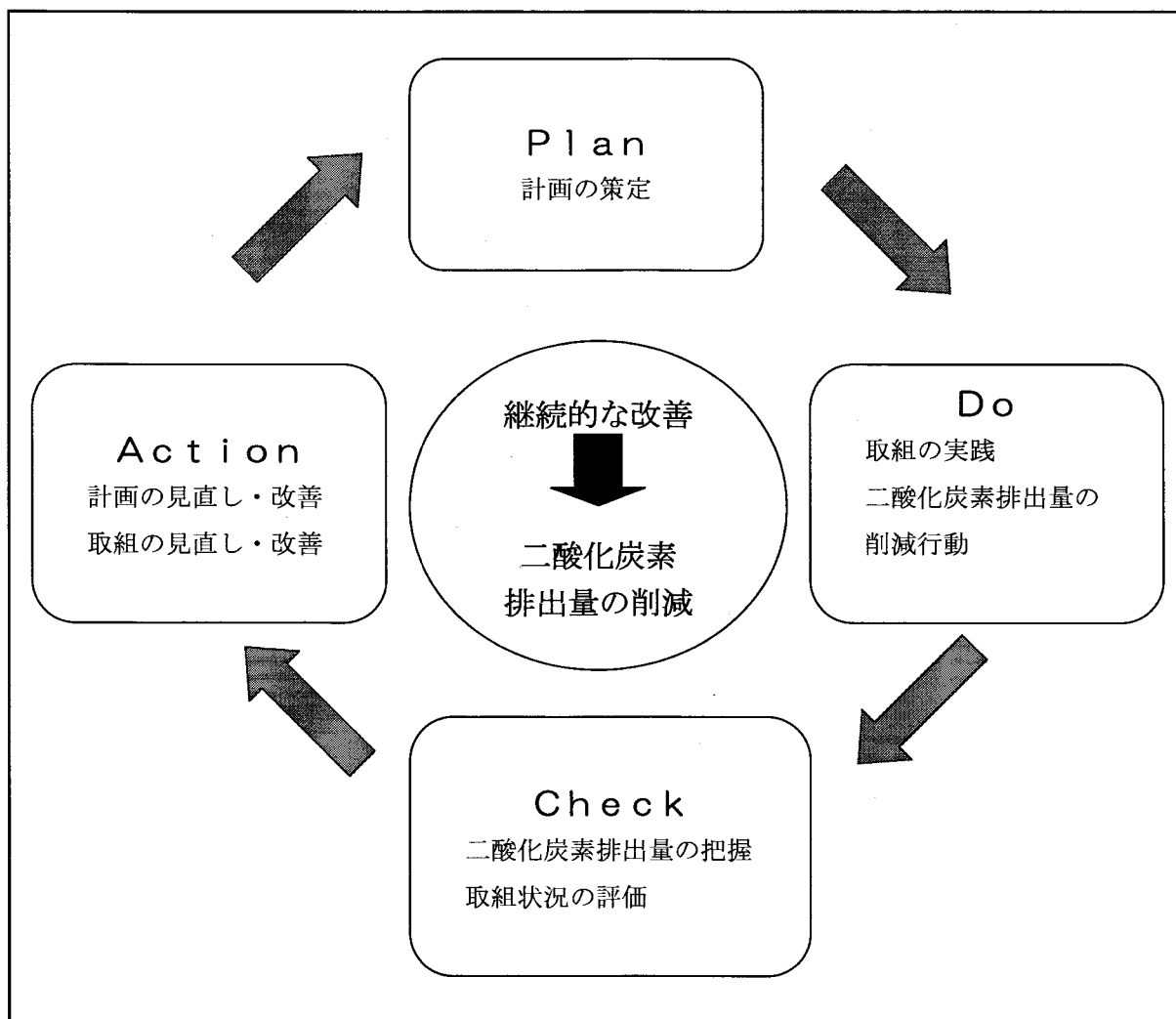


図3 PDCA サイクルフロー図

## 1. 推進体制

実行計画については、地球温暖化対策推進統括者、同推進責任者、同推進員、事務局の4つの組織体制により推進していくこととします。

各組織の詳細・内容については、表8に示すとおりです。

表8 各組織の役割と内容

<b>地球温暖化対策推進統括者</b>		<b>町長</b>
内 容	計画の進捗状況に応じ、推進責任者に対し、必要に応じて計画の見直し等の指示を行う。	
	計画の進捗状況等について公表する。	
<b>地球温暖化対策推進責任者</b>		<b>副町長</b>
内 容	地球温暖化対策推進員を選任し、各施設等について調査を指示する。	
	各施設等についての調査結果及び職員の意見等全体を評価し、推進統括者に報告する。	
	各施設等の推進員及び職員に、取組の実施を啓発する。	
<b>地球温暖化対策推進員</b>		<b>エコ委員会メンバー、各施設代表者</b>
内 容	各施設等について調査を行い、推進責任者に報告する。	
	各施設等の職員に、取組の実施を啓発する。	
	各施設等の職員からの意見等を取りまとめ、推進責任者に報告する。	
	計画の見直し案、改善点などについて検討する。	
<b>事務局</b>		<b>環境政策課</b>
内 容	各施設の調査結果を取りまとめ、推進責任者に報告する。	
	必要に応じて計画の見直し案を作成し、推進責任者に提案する。	
	町民、職員等からの提案を取りまとめ、推進責任者に報告する。	
	推進員等との連絡調整を行い、計画の円滑な推進に努める。	

## 2. 点検・評価

温室効果ガス排出状況や取組状況については、毎年6月末までに事務局にて全体の点検を行うこととします。点検の後に、推進責任者は全体の評価を行います。

### 3. 計画の見直し

推進責任者は評価の結果に基づいて、数値目標、取組方法、取組内容等を見直す必要性が認められた場合は、事務局に対して計画の見直しを指示します。

事務局は、計画の見直し案を作成し、推進責任者に報告します。

推進統括者は、計画見直し案について最終決定を行います。

### 4. 実行計画の進捗状況の公表

毎年度の進捗状況については、内灘町ホームページ等で公表することとします。  
また、大きな計画変更等があった場合も同様です。

内灘町地球温暖化対策実行計画

平成21年7月策定

※平成23年7月一部改訂

石川県内灘町

町民福祉部 環境政策課

〒920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL 076-286-6712

FAX 076-286-6704

E-mail [enviro@town.uchinada.lg.jp](mailto:enviro@town.uchinada.lg.jp)